

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律による特定地域づくり事業協同組合の認定について

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の認定をしたので、同法同条第 6 項の規定により公示する。

認 定 年 月 日	令和 4 年 12 月 19 日
名 称	みなみたね地域創生協同組合
住 所	鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2262 番地 2
代 表 者 の 氏 名	風間 辰広
事 業 所 の 名 称	みなみたね地域創生協同組合
事 業 所 の 所 在 地	鹿児島県熊毛郡南種子町中之上 2262 番地 2
地 区	鹿児島県熊毛郡南種子町
事 業	組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
有効期間の満了の日	令和 14 年 12 月 18 日